

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 DBの掛金設定の弾力化について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2020年12月9日、「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第197号）を公布しました。（施行日：2020年12月9日）

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第197号）
<<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200259&Mode=1>>

（参考：前回メルマガ）2020.10.23②【DB】DBの掛金設定の弾力化について（パブリックコメント）
<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/303_nenkin_magazine_20201023.pdf>

<改正の内容>

（趣旨）

○新型コロナウイルス感染症の影響によって、DBの財政状況や企業の経営状況の悪化が見込まれる中で、過去の金融危機と同様に、掛金引上げの猶予等を講ずるものです。

（1）掛金引上げ・拠出猶予について

○財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回る場合であって、かつ、実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合に、掛金の適用開始日が2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までの間であれば、前回の財政計算において計算した掛金の額以上でかつ、今回の財政再計算において計算した掛金の額以下の範囲内において規約で定める額を事業主が拠出すべき掛金とし、当該適用開始日から最大一年間拠出を猶予することができることとする。

○財政検証の結果、積立金が最低積立基準額を下回っている場合であって、かつ、実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合、掛金の追加拠出をする事業年度の初日が2021（令和3）年4月1日から2022（令和4）年3月31日までの間にあれば、拠出額の範囲内において規約で定める額を追加拠出額とし、追加拠出を猶予することができることとする。

○事業主等がこれらの掛金引上げ・拠出猶予の特例の適用を受けようとする場合には、当該特例の適用を受ける旨を規約に定めることとする。

（2）償却すべき過去勤務債務の額の特例（下方回廊方式の適用）について

○2020（令和2）年3月31日から2022（令和4）年3月31日までの間の日を事業年度末とする決算に基づく財政検証を対象として、継続基準に抵触した場合に特別掛金として償却すべき過去勤務債務については、その額から許容繰越不足金の全部又は一部を控除することができることとする。

○事業主等が償却すべき過去勤務債務の額の特例の適用を受けようとする場合には、当該特例の適用を受ける旨を規約に定めることとする。

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS ・ 基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202012-170-0536-D